

[資料1]

令和4年度及び令和5年度の保険料率について

令和4年2月

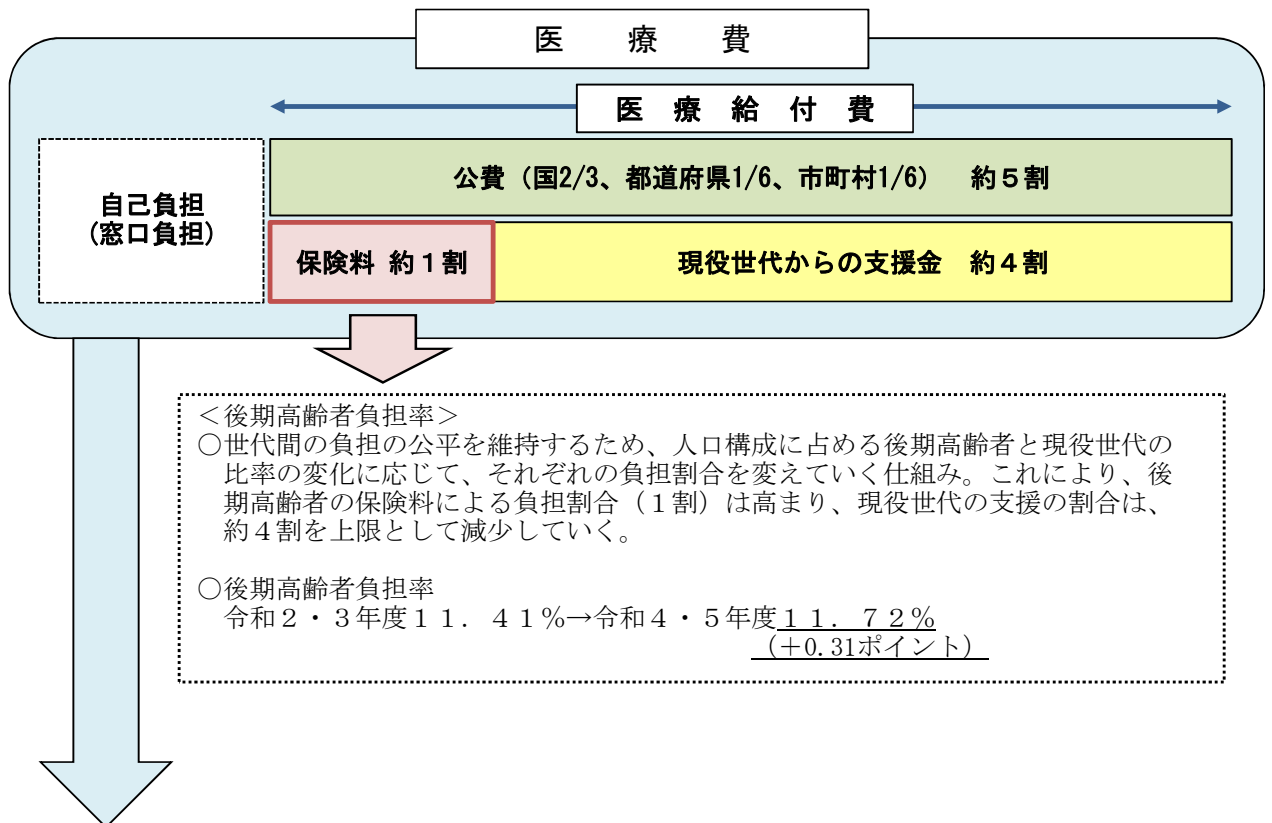
山口県後期高齢者医療広域連合

令和4年度及び令和5年度の保険料率について

1 後期高齢者医療の保険料のしくみ

(1) 保険料所要額

後期高齢者の医療費は、約1割の自己負担（窓口負担）を除く医療給付費について、約5割を国・都道府県・市町村の公費、約4割を現役世代からの支援金、残りの約1割を被保険者の保険料で賄っている。このため、医療給付費の増減により、保険料所要額が増減し、これを確保するために保険料率を変更することとなる。



令和4年度以降の医療費の動向に影響を及ぼす要因

<診療報酬改定>

診療報酬改定率 **▲1.13%**（補正後） ← **▲0.94%**（全体）

（内訳）

- ・診療報酬全体 +0.33%
- ・薬価 ▲1.44%
- ・材料価格 ▲0.02%

（※後期高齢者医療費に影響を及ぼさない改定率を補正）

<窓口負担割合の見直し>

窓口負担割合の見直し（2割化）による医療費総額への影響（係数は国の試算による山口県分）

▲2.1億円（内訳） 4年度 **▲6億円**（▲0.23%）
5年度 **▲1.5億円**（▲0.55%）

（1人当たり医療費への影響額 **▲8,150円**）

(2) 保険料率の改定

保険料率の改定は、法律の規定により2年ごとに行うこととされているため、今年度中に令和4・5年度の保険料率を決定する。

2 令和4・5年度の保険料率の算定について

保険料は等しく賦課される均等割額と負担能力に応じた所得割額からなり、医療給付の見込額に相当する保険料総額を確保するため、被保険者の所得見込み額等により保険料率を算定する。

(1) 医療給付費等の見込み

令和4・5年度における給付費及び保険料総額の算定に必要な医療費等の見込み額や、被保険者数の見込み、所得見込み額は次のとおりである。

○被保険者数（人）

	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度見込	令和4年度見込	令和5年度見込
実数	243,499	244,028	244,332	252,964	261,868
伸び率（対前年度）		0.22%	0.12%	3.53%	3.52%
伸び率（対令和2年度）			0.12%	3.66%	7.31%

○医療費総額（円）

	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度見込	令和4年度見込	令和5年度見込
実数	252,980,712,571	244,553,355,463	255,851,520,804	259,890,395,950	270,567,737,768
伸び率（対前年度）		▲ 3.33%	4.62%	1.58%	4.11%
伸び率（対令和2年度）			4.62%	6.27%	10.64%

○被保険者1人当たり医療費（円）

	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度見込	令和4年度見込	令和5年度見込
実数	1,038,939	1,002,153	1,047,147	1,027,381	1,033,222
伸び率（対前年度）		▲ 3.54%	4.49%	▲ 1.89%	0.57%
伸び率（対令和2年度）			4.49%	2.52%	3.10%

○医療給付費総額（円）

	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度見込	令和4年度見込	令和5年度見込
実数	231,865,942,694	224,595,520,875	234,738,817,276	238,652,041,492	248,247,543,718
伸び率（対前年度）		▲ 3.14%	4.52%	1.67%	4.02%
伸び率（対令和2年度）			4.52%	6.26%	10.53%

○被保険者1人当たり医療給付費（円）

	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度見込	令和4年度見込	令和5年度見込
実数	952,225	920,368	960,737	943,423	947,987
伸び率（対前年度）		▲ 3.35%	4.39%	▲ 1.80%	0.48%
伸び率（対令和2年度）			4.39%	2.50%	3.00%

○所得額（円）

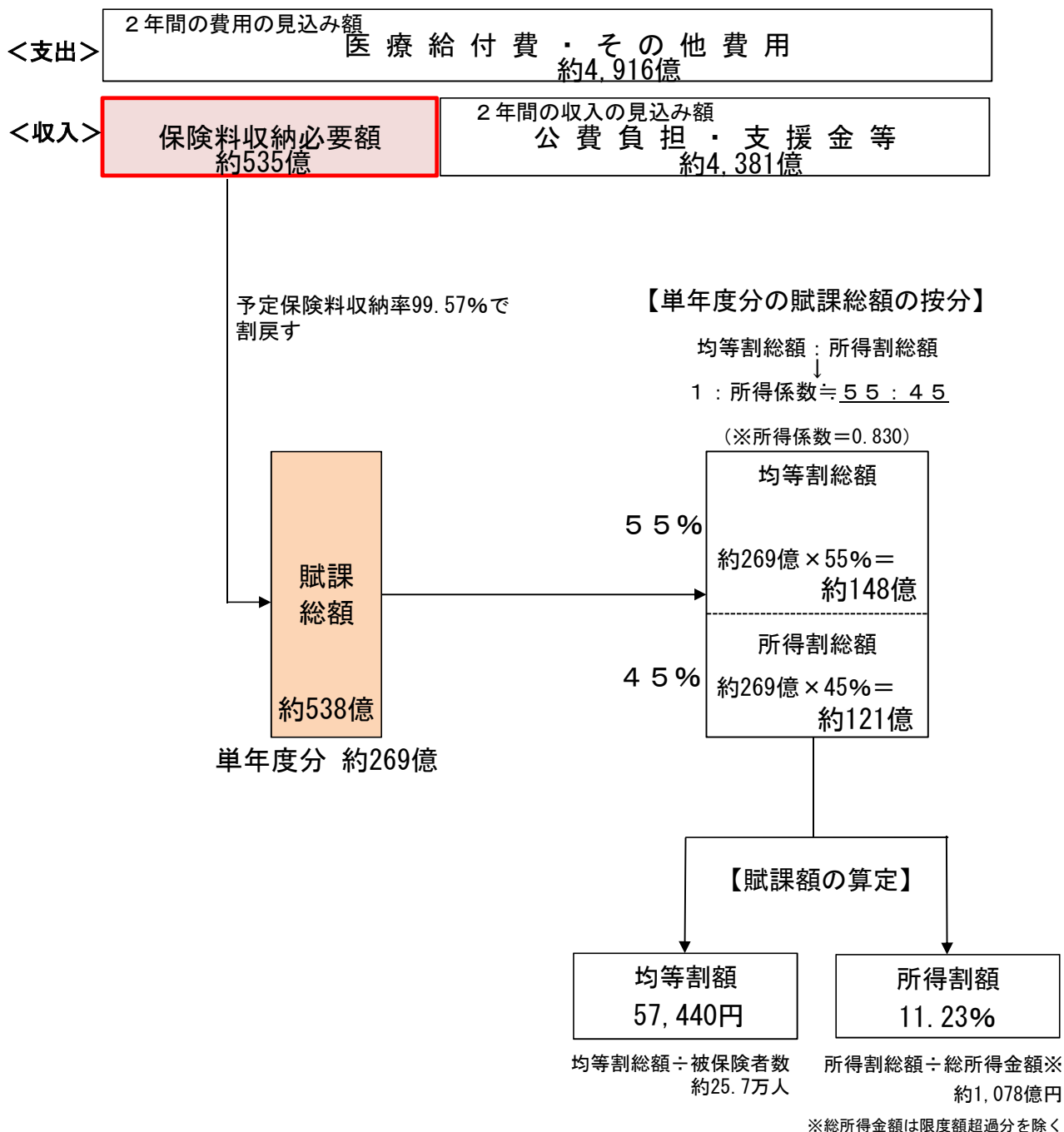
	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度見込	令和4年度見込	令和5年度見込
実数	124,834,388,831	122,499,127,664	121,686,131,952	125,657,617,239	129,742,390,491
伸び率（対前年度）		▲ 1.87%	▲ 0.66%	3.26%	3.25%
伸び率（対令和2年度）			▲ 0.66%	2.58%	5.91%

○被保険者1人当たり所得額（円）

	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度見込	令和4年度見込	令和5年度見込
実数	512,669	501,988	498,036	496,741	495,450
伸び率（対前年度）		▲ 2.08%	▲ 0.79%	▲ 0.26%	▲ 0.26%
伸び率（対令和2年度）			▲ 0.79%	▲ 1.05%	▲ 1.30%

(2) 保険料収納必要額及び保険料率の試算

(1) の見込み額等を基に算出した保険料収納必要額は、約535億円であり、これを確保するために必要な保険料率は、保険料率の試算表のとおりとなる。



保険料率の試算表

	所得割率	均等割額	1人当たり 保険料額
令和4・5年度	11.23%	57,440円	80,693円
(参考)令和2・3年度 実績見込み	10.48%	53,847円	76,363円

3 保険料率の抑制対策

保険料率の抑制対策としては、財政収支剰余金の繰り入れを行うことができるとされており、その額を次のとおりとした。

①剰余金 37億5千万円

②財政安定化基金 0円

計（①＋②） 37億5千万円

※財政安定化基金は、突発的な医療給付費の増大等による財政リスクに備えるため、各都道府県に設置が義務付けられているものである。この基金は、保険料率の増加抑制のためにも活用することができる。

4 保険料率の改定案

上記3の37億5千万円の抑制対策を行い、令和4・5年度の保険料率は、所得割率を10.34%（前回比▲0.14ポイント）、均等割額を53,417円（前回比▲430円）としたい。この結果、1人当たり保険料額は75,029円で、現行より1,334円・1.75%の減額となる。

	所得割率	均等割額	1人当たり 保険料額
令和4・5年度 剰余金なし＋基金なし	11.23% (+0.75ポイント)	57,440円 (+6.67%)	80,693円 (+5.67%)
改定(案) 令和4・5年度 (A) 剰余金37.5億＋基金なし	10.34% (▲0.14ポイント)	53,417円 (▲0.80%)	75,029円 (▲1.75%)
令和2・3年度 実績見込み (B)	10.48%	53,847円	76,363円
増減 (A)－(B)	－	▲430円	▲1,334円

※()内は令和2・3年度実績見込み(B)からの増減率・ポイント

5 保険料賦課限度額の見直し

令和元年度から令和3年度の国民健康保険料賦課限度額の引き上げ幅（80万円→82万円）も踏まえつつ、賦課限度額の超過被保険者の割合が大きく変化しないよう、後期高齢者医療保険料賦課限度額を下記のとおり見直す。

賦課限度額 64万円 → 66万円

参考 保険料試算の状況【令和3年度保険料と令和4・5年度保険料(案)との比較】

試算条件:被保険者夫婦2人世帯で、夫は年金収入80万円以下の場合で比較

年金収入額	賦課のもととなる 所得金額	令和4・5年度 (所得割率10.34% 均等割額53,417円)			令和3年度 (所得割率10.48% 均等割額53,847円)			増減額 (対令和3年度) (B)-(D)	増減率 (%)
		所得割額	均等割額 (A)	年間保険料額 (B)	軽減区分	所得割額	均等割額 (C)	年間保険料額 (D)	
0	0	0	16,025	16,025	7割軽減	0	16,154	16,154	▲ 129
800,000	0	0	16,025	16,025	7割軽減	0	16,154	16,154	▲ 129
1,000,000	0	0	16,025	16,025	7割軽減	0	16,154	16,154	▲ 129
1,200,000	0	0	16,025	16,025	7割軽減	0	16,154	16,154	▲ 129
1,530,000	0	0	16,025	16,025	7割軽減	0	16,154	16,154	▲ 129
1,680,000	150,000	15,510	16,025	31,535	7割軽減	15,720	16,154	31,874	▲ 339
1,800,000	270,000	27,918	26,708	54,626	5割軽減	28,296	26,923	55,219	▲ 593
2,000,000	470,000	48,598	26,708	75,306	5割軽減	49,256	26,923	76,179	▲ 873
2,250,000	720,000	74,448	26,708	101,156	5割軽減	75,456	26,923	102,379	▲ 1,223
2,500,000	970,000	100,298	42,733	143,031	2割軽減	101,656	43,077	144,733	▲ 1,702
2,720,000	1,190,000	123,046	42,733	165,779	2割軽減	124,712	43,077	167,789	▲ 2,010
3,000,000	1,470,000	151,998	53,417	205,415	軽減なし	154,056	53,847	207,903	▲ 2,488
4,000,000	2,295,000	237,303	53,417	290,720	軽減なし	240,516	53,847	294,363	▲ 3,643
5,000,000	3,135,000	324,159	53,417	377,576	軽減なし	328,548	53,847	382,395	▲ 4,819
6,000,000	3,985,000	412,049	53,417	465,466	軽減なし	417,628	53,847	471,475	▲ 6,009
7,000,000	4,835,000	499,939	53,417	553,356	軽減なし	506,708	53,847	560,555	▲ 7,199
8,000,000	5,715,000	590,931	53,417	644,348	軽減なし	598,932	53,847	640,000	4,348
9,000,000	6,665,000	689,161	53,417	660,000	軽減なし	698,492	53,847	640,000	軽減なし
10,000,000	7,615,000	787,391	53,417	660,000	軽減なし	798,052	53,847	640,000	軽減なし

※賦課のもととなる所得金額＝総所得金額等－基礎控除43万円(雑損失の繰越控除前・分離課税の特別控除後の金額で計算。なお、退職所得は含まない。)

均等割軽減基準(令和3年度より)

世帯の所得合計		軽減割合
43万円以下		7割軽減
43万円＋(28・5万円×被保険者数)以下		5割軽減
43万円＋(52万円×被保険者数)以下		2割軽減

元被扶養者の所得割・均等割の軽減について

所得割軽減	負担なし
均等割軽減	5割軽減

※均等割軽減については資格取得後2年を経過する月まで

賦課限度額

賦課限度額	令和2・3年度	令和4・5年度
	640,000円	660,000円

参考 保険料率改定推移

		所得割率	均等割額	1人当たり保険料額 (対前回増減額)	【保険料率試算時】 1人当たり保険料額
平成20・21年度	所得割：均等割 = 48 : 52	8.71%	47,272円	66,372円	64,779円
平成22・23年度	剰余金30億＋基金8.14億 所得割：均等割 = 47 : 53	8.73% (+0.02%)	46,241円 (▲1,031円)	64,092円 (▲2,280円)	64,299円 (▲480円)
平成24・25年度	剰余金20億＋基金22億 所得割：均等割 = 47 : 53	9.45% (+0.72%)	47,474円 (+1,233円)	67,452円 (+3,360円)	66,504円 (+2,205円)
平成26・27年度	剰余金12億＋基金18億 所得割：均等割 = 47 : 53	10.17% (+0.72%)	50,431円 (+2,957円)	68,580円 (+1,128円)	69,408円 (+2,904円)
平成28・29年度	剰余金6億＋基金10.5億 所得割：均等割 = 46 : 54	10.52% (+0.35%)	52,390円 (+1,959円)	70,812円 (+2,232円)	69,414円 (+6円)
平成30・31年度	剰余金6億＋基金9.5億 所得割：均等割 = 46 : 54	10.28% (▲0.24%)	52,444円 (+54円)	72,624円 (+1,812円)	71,702円 (+2,288円)
令和2・3年度	剰余金12億＋基金9.5億 所得割：均等割 = 46 : 54	10.48% (+0.20%)	53,847円 (+1,403円)	76,363円 (+3,739円)	77,627円 (+5,925円)
令和4・5年度	剰余金37.5億＋基金なし 所得割：均等割 = 45 : 55	10.34% (▲0.14%)	53,417円 (▲430円)	75,029円 (▲1,334円)	75,029円 (▲2,598円)